

## ◆ 目次

### Q 1 制度全般（目的、助成対象、期間、定義、併用等）

- Q 1-1 本事業の目的は。
- Q 1-2 助成の対象となる「修学旅行等」とは。
- Q 1-3 本事業の助成対象者は。
- Q 1-4 クラブ活動や部活動の合宿、民間のスポーツ教室も助成対象となるのか。
- Q 1-5 文化系の部活動が合宿を行った場合は、対象となるのか。
- Q 1-6 宿泊の対象となる施設は。
- Q 1-7 「修学旅行等」で定義されている「それらに準ずる集団」とは。
- Q 1-8 助成対象となる学校は。
- Q 1-9 長野県外の学校の修学旅行等も助成対象になるのか。
- Q 1-10 助成対象となる修学旅行の実施期間は。
- Q 1-11 既に実施した修学旅行等も助成対象になるのか。
- Q 1-12 助成は1校につき1回しか受けられないか。
- Q 1-13 国の「GoTo トラベル事業」との併用は可能か。
- Q 1-14 長野県や長野県観光機構の他の補助、助成、宿泊割引事業との併用は可能か。
- Q 1-15 市町村等の助成事業との併用は可能か。
- Q 1-16 本事業の予算規模は。予算額に達した場合は。
- Q 1-17 県外学校が長野県内で日帰りの修学旅行を実施する場合は、助成対象になるか。
- Q 1-18 修学旅行の行程の一部が長野県内で行われる場合は、対象になるのか。
- Q 1-19 新型コロナウイルスの影響により、事業を中断・中止することはあるのか。
- Q 1-20 新型コロナウイルスの影響により、修学旅行をキャンセルする場合、取消料は助成の対象になるのか。
- Q 1-21 修学旅行等の実施日が、長野県又は学校の所在地が国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中の場合、対象になるのか。

### Q 2 申請（全般）

- Q 2-1 誰が申請するのか。
- Q 2-2 長野県内でのバスや宿泊の手配を請負っている旅行会社も申請できるのか。
- Q 2-3 助成金の交付申請書はどこへ、いつまでに提出すればよいのか。
- Q 2-4 確認・承諾書は必ず提出するのか。
- Q 2-5 申請の際の添付書類の「内訳書」とはどんなものか。
- Q 2-6 助成申請額は税抜きか税込みか。
- Q 2-7 実績報告書はいつまでに提出するのか。
- Q 2-8 交付申請内容の変更承認申請はどのようなケースで提出するのか。
- Q 2-9 助成金の振込口座は申請者と異なってよいのか。

Q 2-10 申請手続を旅行会社が学校の代わりに行うことはできるか。

Q 2-11 申請が認められた場合、助成金が振り込まれるのはいつか。

### Q 3 申請 (バス追加借上)

Q 3-1 貸切バス等の追加借上助成は、どのような場合が助成対象となるのか。

Q 3-2 旅行日数によって追加借上の助成額は変わるのか。

Q 3-3 貸切バス等の追加台数に上限はあるのか。

Q 3-4 貸切バス等の台数を追加する場合、1台あたりの乗車人数の基準はあるのか。

Q 3-5 当初、中型バスを利用する計画を、大型バスに変更し増便しない場合であっても助成の対象になるのか。

Q 3-6 貸切バス等の事業者は、長野県内のバス事業者に限定されるのか。

Q 3-7 ジャンボタクシーなどの車両についても、助成の対象となるのか。

### Q 4 申請 (部屋数追加)

Q 4-1 宿泊部屋数追加助成は、どのような場合が助成の対象になるのか。

Q 4-2 宿泊部屋の追加数に上限はあるのか。

Q 4-3 1室の宿泊人数を減らす場合、減らす人数の基準はあるのか。

Q 4-4 人数を変えずに定員数の大きい部屋へ変更し、部屋数を追加しない場合であっても助成の対象になるのか。

Q 4-5 旅行を企画する段階で、部屋の定員よりも人数を減らして部屋数を増やす見積書のみ作成する場合にあっては、どのように申請するのか。

Q 4-6 宿泊先が県内の自治体や企業の福利厚生施設(保養所等)であっても、1室の人数を減らし宿泊部屋数を追加した場合、助成対象となるのか。

## Q 1 制度全般（目的、助成対象、期間、定義、併用等）

### Q 1-1 本事業の目的は。

A 1-1 長野県内で修学旅行等を実施する学校に対して、新型コロナウイルスの感染リスクの低減を図るため、バスを追加する場合や、部屋数を追加する場合に必要な経費を予算の範囲内で助成し、安全・安心な修学旅行等を促進します。

### Q 1-2 助成の対象となる「修学旅行等」とは。

A 1-2 助成の対象となる「修学旅行等」は、以下のいずれかに該当するものとします。

ア 学校行事で、全校若しくは学年又はそれに準ずる集団を単位として行われる「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等  
(修学旅行や日帰りの社会見学、スキー体験教室など)

イ 児童や生徒が自主的、自発的に参加する集団による、特定の技能や技術の向上等を目的とした部活動等の課外活動のうち、学校長が必要性を判断して実施する宿泊を伴う合宿(遠征を含む)

※ 県内で開催される大会やコンクールへの参加を目的として行われるものは除く。

### Q 1-3 本事業の助成対象者は。

A 1-3 助成対象は、学校です。

ただし、感染防止対策として、バスの台数や宿泊部屋数を追加した場合の経費が助成対象となりますので、当該の追加経費がバス会社や宿泊施設にそれぞれ適切に支払われることが必要です。(証拠書類として、それぞれ見積書と請求書、領収書等が必要です。)

また、旅行会社が申請者となる場合は、当該旅行に係る学校への請求総額から助成額が控除されていることの確認ができる書類、控除しない場合は学校へ返金したことの確認ができる書類の添付が必要です。

※ 申請を行うことができる方については、Q 2-1 と Q 2-10 をご確認ください。

### Q 1-4 クラブ活動や部活動の合宿、民間のスポーツ教室も助成対象となるのか。

A 1-4 学校が主催する(学校長が認める)クラブ活動や部活動の合宿は対象となりますが、民間のスポーツ教室は、学校の管理下ではないため、助成対象となりません。

### Q 1-5 文化系の部活動が合宿を行った場合は、対象となるのか。

A 1-5 文化系の部活動が合宿を行った場合も対象となります。

### Q 1-6 宿泊の対象となる施設は。

A 1-6 宿泊施設のうち、「信州の安心なお店認証制度」に申請を行った施設が対象となります。宿泊する施設に「信州の安心なお店認証制度」の申請を行っているか確認してください。「信州の安心なお店認証制度」は、申請から認証までに日数を要するため、本事業では、宿泊施設が認証制度に「申請」を行っていれば、助成の対象といたします。

**Q 1-7 「修学旅行等」で定義されている「それらに準ずる集団」とは。**

A 1-7 学級・ホームルームなどを単位とする集団のことです。

**Q 1-8 助成対象となる学校は。**

A 1-8 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（うち小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。）が対象です。

**Q 1-9 長野県外の学校の修学旅行等も助成対象になるのか。**

A 1-9 県内外問わず、長野県内で修学旅行等を実施する学校が対象です。

**Q 1-10 助成対象となる修学旅行等の実施期間は。**

A 1-10 令和3年4月1日から令和4年3月5日までに長野県内で実施される修学旅行等が助成の対象です。

例:3/1-3/7のように実施期間外が含まれる旅行期間については、3/5までを助成対象とし、3/6-3/7は助成対象外とします。

**Q 1-11 既に実施した修学旅行等も助成対象になるのか。**

A 1-11 令和3年4月1日以降に行われた修学旅行等のうち、貸切バス等を増便、または、宿泊部屋数を増室し、追加経費が発生したものについては、遡っての申請が可能です。

**Q 1-12 助成は1校につき1回しか受けられないか。**

A 1-12 学校ごとの申請回数に制限はありません。同じ学校で旅行内容等が異なる場合は、それぞれの旅行ごとに申請してください。実績報告についても同様とします。

**Q 1-13 国の「GoTo トラベル」事業との併用は可能か。**

A 1-13 国の「Go To トラベル」事業が再開された場合、併用可能です。

なお、国の「Go To トラベル」事業は、**旅行代金**を対象としていますが、本事業は、「感染防止対策のための貸切バス等及び宿泊部屋数の**追加経費**」が対象となりますので、事業対象となる経費を適切に分けて管理してください。

国の「Go To トラベル事業」について、ご不明な点は、Go To トラベル事業に関する相談窓口（ナビダイヤル：0570-002-442、IP 電話等：03-6636-9457）へご相談ください。

※ 他の割引との併用の可否については、Q1-14、Q1-15をご確認ください。

**Q 1-14 長野県や長野県観光機構の他の補助、助成、宿泊割引事業との併用は可能か。**

A 1-14 長野県及び長野県観光機構からの他の補助、助成等との併用はできません。

ただし「県民支えあい信州割 SPECIAL **宿泊割**」のみ併用が可能です。（日帰り割は併用不可）。

なお、「県民支えあい信州割 SPECIAL **宿泊割**」は、**旅行代金**を対象としていますが、本事業は、「感染防止対策のための貸切バス等及び宿泊部屋数の**追加経費**」が対象となりますので、事業

対象となる経費を適切に分けて管理してください。「県民支えあい信州割 SPECIAL 宿泊割」の対象期間や対象者等、詳細は専用 HP (<https://tabi-susume.com>) をご確認ください。

※ 他の割引との併用の可否については、Q1-13、Q1-15 をご確認ください。

**Q1-15 市町村等の助成事業との併用は可能か。**

A1-15 市町村の助成事業との併用は妨げませんので、併用の可否は各市町村にご確認ください。  
併用する場合は、貸切バス等追加借上及び宿泊部屋数追加の経費に対して、県の助成金額から市町村等の助成金額を除きます。また、県外学校が所在地の自治体等が実施する助成事業についても併用は可能ですが、その場合も同様です。

※ 他の割引との併用の可否については、Q1-14、Q1-15 をご確認ください。

**Q1-16 本事業の予算規模は。予算額に達した場合は。**

A1-16 貸切バス追加借上助成、宿泊部屋数追加助成は、合わせて約2億6千万円の範囲内で交付します。予算額に達した場合は、申請の受付を終了します。

**Q1-17 県外学校が長野県内で日帰りの修学旅行を実施する場合は、助成対象になるか。**

A1-17 県外学校が長野県内で日帰りの修学旅行を実施し、貸切バス等を増便する場合は助成対象となります（借上げ費等の2分の1または8万円のいずれか低い額）。

**Q1-18 修学旅行の行程の一部が長野県内で行われる場合は、対象になるのか。**

A1-18 長野県内での修学旅行の期間中に発生する追加経費のみ対象となります。  
(例) 2泊3日の旅行行程で1、2日目(1泊目)は県内、3日目(2泊目)が県外となる旅行の場合、1、2日目(1泊目)に係る追加経費のみが対象となります。

**Q1-19 新型コロナウイルスの影響により、事業を中断・中止することはあるのか。**

A1-19 新型コロナウイルス感染症の影響で、学校関係者、旅行関係者、県民の安全に重大な支障が生じる恐れがあると長野県が判断した場合、本事業自体を中断・中止することがあります。また、修学旅行や合宿の実施にあたっては、学校が所在する都道府県教育委員会等の通知に基づいた取扱いをお願いいたします。

**Q1-20 新型コロナウイルスの影響により、修学旅行をキャンセルする場合、取消料は助成の対象になるのか。**

A1-20 バスの追加や部屋数の追加に係る経費の「取消料」は、助成の対象となりません。  
※ 学校行事である修学旅行を新型コロナウイルスによりやむを得ずキャンセルした場合の補助等については、各自治体で補助制度が用意されている場合があります。学校所在地の自治体(教育委員会)にご確認ください。

**Q 1-21 修学旅行等の実施日が、長野県又は学校の所在地が国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中の場合、対象になるのか。**

A 1-21 修学旅行等の実施日が、長野県又は学校の所在地が国の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中の場合は、助成金対象となりません。旅行期間の一部の日程が緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期間中の場合は、期間中の修学旅行等についてのみ、助成の対象外となります。

※ 申請内容の変更や申請の取り下げについては、Q 2-8 をご確認ください。

**Q 2 申請（全般）**

**Q 2-1 誰が申請するのか。**

A 2-1 申請を行うことができる方（申請者）は、以下に該当する方です。

- 1 対象となる修学旅行等の企画・手配を行う旅行会社
- 2 対象となる修学旅行等の企画・手配を自ら行う学校

助成金交付決定（様式第2号）後の申請者変更は認めません。ただし、学校名・学校長名・会社名・代表者名に変更があった場合は認めます。

※ 助成金の対象者はQ 1-3、振込口座はQ 2-9、学校の代わりに旅行会社が申請を行う場合については、Q 2-10 をご確認ください。

**Q 2-2 長野県内でのバスや宿泊の手配を請負っている旅行会社も申請できるのか。**

A 2-2 県外旅行会社からの委託等により、長野県内のバスや宿泊の手配だけを行う旅行会社は、申請できません。修学旅行等の企画・手配等について、学校と契約を締結している旅行会社が助成対象となります。

**Q 2-3 助成金の交付申請書はどこへ、いつまでに提出すればよいのか。**

A 2-3 助成金に係る手続きは、（一社）長野県観光機構が行います。申請様式のダウンロードは、下記の長野県観光機構のホームページからお願いします。

URL : <https://www.nagano-tabi.net/kikou/r3shuryo.html>

- ・旅行出発 30 日前までに、追跡可能な郵便物（特定記録や簡易書留等）により、機構あてに提出してください。
- ・ただし、令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日までに実施する場合は、**令和 3 年 8 月 31 日**までに追跡可能な郵便物（特定記録や簡易書留等）により、機構あてに提出してください。

**Q 2-4 確認・承諾書は必ず提出するのか。**

A 2-4 学校長名による確認・承諾書（様式第 1 号の 2）は必ず提出をお願いします。既に修学旅行等を実施した学校も同様に提出が必要です。なお、長野県が策定した「信州版新たな旅のすゝ

め」については、同「すゝめ」でお願いをしている感染防止対策等を実践していれば、結構です。

#### Q 2-5 申請の際の添付書類の「内訳書」とはどんなものか。

A 2-5 様式第1号の4が「内訳書」となります。記入例を参考に、必要事項（学校所在地、長野県内での旅行日、参加する児童・生徒数、教員・引率職員数、学級数、市町村等による支援・助成金額等）について記載をお願いします。

#### Q 2-6 助成申請額は税抜きか税込みか。

A 2-6 旅行会社が申請する場合は、課税事業者となりますので、基本的に税抜金額の申請となります。また、学校が自ら申請する場合は税込金額の申請となります。

#### Q 2-7 実績報告書はいつまでに提出するのか。

A 2-7 修学旅行等の終了後30日以内又は令和4年3月10日のいずれか早い日が報告書の提出期限となります。

#### Q 2-8 交付申請内容の変更承認申請はどのようなケースで提出するのか。

A 2-8 助成金申請額が交付申請を上回るときや、旅行の期日・行程の変更など、申請内容が大きく変更される場合は、変更（中止・取り下げ）承認申請書（様式第3号）を機構あてに提出してください。

また、助成金申請額が交付申請を下回る場合や申請内容に影響のない旅行行程の変更などの軽微な変更については、実績報告にて変更した内容を報告してください。

#### Q 2-9 助成金の振込口座は申請者と異なってよいか。

A 2-9 助成金請求書（様式第6号）に記載の振込口座は、原則として申請者と同一とします。ただし、口座名が同一（完全一致）でない場合は、委任状に申請者を記入・押印することにより、異なる口座にお振込みすることができます。

申請者が学校の場合の旅行会社へのお振込み、申請者が旅行会社の場合の学校へのお振込につきましては、認めません。

#### Q 2-10 申請手続を旅行会社が学校の代わりに行うことはできるか。

A 2-10 修学旅行等の企画・手配を行う旅行会社が、助成金の申請手続きを学校の代わりに行うことは可能です。

旅行会社が学校の代わりに申請事務を行う際に、助成金の振込先を旅行会社にした場合は、申請者を旅行会社としてください。振込先を学校にした場合は、申請者を学校とし、申請書（様式1号の1）の担当者を旅行会社担当者としてください。

#### Q 2-11 申請が認められた場合、助成金が振り込まれるのはいつか。

A 2-11 助成金が振り込まれるのは、「助成金交付請求書（様式第6号）」の審査終了後、2週間程度です。振込が完了した際に通知はお送りいたしませんので、記帳等でご確認をお願いします。

### Q 3 申請（バス追加借上）

#### Q 3-1 貸切バス等の追加借上助成は、どのような場合が助成対象となるのか。

A 3-1 バス1台の乗車率が5割を超えている場合に、乗車率を減少させるためにバスを追加した場合の経費について、予算の範囲内で助成します。対象となる経費は、車両費のほか、有料道路代、駐車場代、ガイド代、乗務員（運転手・ガイド）の宿泊費用を含みます。

#### Q 3-2 旅行日数によって追加借上の助成額は変わるのか。

A 3-2 助成額は、1日あたりの上限額×県内の旅行日数分になります。

#### Q 3-3 貸切バス等の追加台数に上限はあるのか。

A 3-3 助成の対象となる貸切バス等の追加台数の上限は、団体の人数によって以下のとおりとしています。クラス数や日数の上限はありません。

貸切バス追加借上助成に係る追加するバスの上限台数

団体人数	追加バス上限台数
～50人	1台
～150人	3台
～250人	5台
～350人	7台
～450人	9台
451人～	10台

#### Q 3-4 貸切バス等の台数を追加する場合、1台あたりの乗車人数の基準はあるのか。

A 3-4 1クラス1台（部活動又はクラブ活動等の場合は、約50人で1台）の貸切利用を基本とし、貸切バス等を増便する場合が助成の対象となります。この場合、台数を増やす前の貸切バス等の乗車率は、5割を超えていることが条件となります。なお、乗車人数は児童・生徒・教職員の人数とし、乗務員（運転手・ガイド）は乗車人数に含みません。

#### Q 3-5 当初、中型バスを利用する計画を、大型バスに変更し増便しない場合であっても助成の対象になるのか。

A 3-5 大型バスへ変更したときの経費が当初予定の中型バスに係る経費を上回った場合、その差額については、助成の対象となります。

#### Q 3-6 貸切バス等の事業者は、長野県内のバス事業者に限定されるのか。

A 3-6 ガイドライン等に基づく感染防止対策を実践する事業者であれば、県外のバス事業者でも対象となります。

#### Q 3-7 ジャンボタクシーなどの車両についても、助成の対象となるのか。



A 3-7 助成の対象となります。また、増便ではなくタクシーからバスに変更したことで追加経費が発生する場合も助成の対象です。

#### Q 4 申請（部屋数追加）

**Q 4-1 宿泊部屋数追加助成は、どのような場合が助成の対象になるのか。**

A 4-1 1部屋あたりの宿泊人数を定員より減らして宿泊する場合の部屋数の追加に伴い、1人あたりの室料単価が増額したものについて、予算の範囲内で助成します。

**Q 4-2 宿泊部屋の追加数に上限はあるのか。**

A 4-2 部屋数、宿泊数の上限はありませんが、1泊あたりの助成額は1人3千円が上限です。

**Q 4-3 1室の宿泊人数を減らす場合、減らす人数の基準はあるのか。**

A 4-3 定員から1名以上人数を減らす場合が助成の対象となります。宿泊人数は児童・生徒のみとし、教員・引率職員は宿泊人数に含みません。

**Q 4-4 人数を変えずに定員数の大きい部屋へ変更し、部屋数を追加しない場合であっても助成の対象になるのか。**

A 4-4 部屋を変更し室料が加算された場合は、助成の対象となります。

**Q 4-5 旅行を企画する段階で、部屋の定員よりも人数を減らして部屋数を増やす見積書のみ作成する場合にあっては、どのように申請するのか。**

A 4-5 定員の人数で宿泊した場合の1人あたりの宿泊単価を宿泊事業者を確認し、その金額を内訳書に記録した上で、見積書と合わせて申請書類に添付して提出してください。

**Q 4-6 宿泊先が県内の自治体や企業の福利厚生施設（保養所等）であっても、1室の人数を減らし宿泊部屋数を追加した場合、助成対象となるのか。**

A 4-6 自治体や企業の福利厚生施設など、利用者が限定されうる施設は助成対象に該当せず、助成の対象とはなりません。